

第 796 回

大野市農業委員会
議事録

令和6年4月25日

大野市農業委員会

1. 開催日時 令和6年4月25日(木) 午後1時30分から
 2. 開催場所 大野市役所 2階 大会議室
 3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	田中 豊美	出	17	千味 忠平	出
2	三嶋 香代子	出	18	尾嶋 義一	出
3	石田 幸男	出	19	齊藤 總一郎	出
5	松田 長太郎	欠	21	前田 光雄	出
6	上田 てるみ	出	22	松本 眞佐人	出
7	吉村 信夫	出	23	旭 政一	出
8	竹田 善和	出	24	富田 重一	欠
9	宮越 與吉	出	25	松田 松美	出
10	久保田 眞由美	出	26	松田 美弥子	出
11	清山 京美	欠	27	林 小太郎	出
12	駒澤 利明	出	28	川端 隆栄	出
13	佐々木 清一	出	29	高田 康憲	出
14	前田 紀雄	出	30	村岡 孝治	欠
15	南部 茂	出	31	加藤 和徳	出
16	柿本 健	出			

4. 議事参与職員

局長 帰山 康一朗
 次長 帰山 博子
 主査 西川 菜央
 主事 竹村 尚悦

5. 議事日程

- 第46号 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分審議について
 第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議について
 第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
 (所有権移転)
 第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
 (利用権賃借)
 第50号 農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見について
 報告事項 現況証明の確認について
 その他

局長	<p>ただ今より、第796回大野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>事前に欠席の連絡を5番 松田長太郎委員、11番 清山委員、24番 富田委員、30番 村岡委員より受けております。10番久保田委員は少し遅れるとのことです。それでは総会に入らせていただきます。</p> <p>田中会長にご挨拶いただきますとともに、この後の議事進行をお願いいたします。会長お願いします。</p> <p style="text-align: center;">(会長挨拶)</p>
議長	<p>それではただ今より第796回の大野市農業委員会の総会を開催します。議事に入ります前に議事録署名人を私の方から指名させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(「はい」の声)</p>
議長	<p>18番 尾嶋委員と、19番 齊藤委員にお願いします。それでは議事にいきたいと思います。</p> <p>議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請にかかる処分審議についてを上程いたします。</p> <p>1番の説明を松本委員からお願いします。2番を高田委員からお願いします。意見がございましたら質問等お願いします。</p>
委員	(第46号議案 説明)
議長	<p>はい以上2件説明がありましたけど、どなたか質問ございますか。</p> <p>では質問がないようですので議案第46号農地法第3条の規定による許可申請にかかる処分審議についての賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手多数)</p>
	賛成多数でございますので可決決定いたします。
議長	<p>続きまして議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議についてを上程いたします。</p> <p>この部分については追加で資料がいつていると思いますが1番目については私の方から説明いたします。追加案件については事務局からお願いします。</p>
議長および事務局	(第47号議案 説明)
議長	追加の議案書の農振区分の農振農用地は第三種でいいんですか
事務局	はい農振農用地ではございませんので第三種農地です
議長	はい何か質問ございますか

議長 私の方から、住宅はわかるんですけども、農業用体験施設の内訳っていうのは中身は何ですかね。5反の田んぼ使ってるけれども。

事務局 はい、農業体験宿泊施設といたしましては今回5, 000㎡の土地を使ってログハウスを3棟建てます。そこに来られたお客さんが泊まれる場所ということでありますのと、駐車場がありますのと、あと受付棟ということでそういった建物も建てられます。泊まる方だけではなく日帰りでのご利用も可能ということです。最後に体験農園という事で、その時その時の体験できる収穫体験等そういう様な事をされるという事でお聞きしております。

議長 だいたいの構想は分かるんですけどちゃんと図面に表したものを出してほしいんですけど。

事務局 5ページの横向きの図面の中にログハウスの様子ですとか駐車場、受付棟があつて広場があつて体験農園があつてという事が文字で書かれているだけであつて少し分かりにくいかもしれないんですが。

議長 その境は無いんですね。

事務局 そうですねこの画からは境は消えています。
その前の4ページがその地積図になりますので土地の形とすると元々はこういうような形として12番1の方が少し小さくて2, 145㎡、13番の方は大きくて3, 000㎡程というような。

議長 これはもうちょっと分かりやすくA3版くらいで作っておかないと細かいと見にくいですね。
以上説明ありましたけども質問のある方いらっしゃいますか。

事務局 転用できるような施設、極端に言うと宿泊だけではだめ、体験が通らないとだめとかいう話がないと、それを許可したその段階でするしか無いかという問題になりますけども、その辺の具体的なものが見えてこない。農業体験なんかは誰もするものがないけどどこからやってくるんやっていうとですね、そんな長距離かけてくる人がいるのかな。例えば明日、県経済連と福井放送のトレタスあれも農産物販売所の横にそういう体験施設を作ると、だいたいその近辺の人が来て作るのわかるけれど、例えば高速の横やで名古屋とかその辺のお客さんと呼ぶっていうのがですね、メニューによってはそんな毎日収穫するもの作らんでいい、それはそれでいいと思いますけどその辺の責任が見えてこないとかなり廢れるんじゃないかというのが私の意見ですが他に意見ございませんか。

事務局 その辺の具体的な話は聞いてますか？

事務局 体験農園の使い方といたしましては今回農地転用の実施者である●●さんは県外から移住して●●にお住みになっている方で、本人さんの職業も教師という事で農家さんではいらっしゃいません。その辺りご本人さんが勉強中という事ですので●●の方の近隣の方ですとかまた●●の近隣の方からサポートを受けながら農園の運営をされていくという風にお話を聞いております。体験農園面積として1, 700㎡程ということで資料の方にはあるんですがこの面積ぎっしりというわけではなくそれぞれ小分けにしていろんな作物を作っていらっしゃるということです。

委員 ●●さんは従業員を雇ってするのかログハウスとかいろいろやるんですけど、ここに泊まられたりする方もいらっしゃる日帰りの方もいらっしゃる農園もされるということ。教師をされてたってことなんで今から勉強しながらやっていくってことなんですけど。

ど、●●の方とかのサポート受けながらやるってことなので従業員を入れながらやるってことですかね。住宅はこの方の住宅なんですよ。

事務局

はいそうです。常時雇用という形ではないと思うんですが、その日来れる方に来てもらって手伝いをしてもらってという形を想定されているようです。

委員

心配な感じの計画なんですけど周りのサポートする方がいればいいのかなと思うので本人もまだしっかり分かっていないのかなと思います。今会長がおっしゃったように細かい青写真があればわかりやすいのかなと思います。

委員

私は民宿をやったんだけど、ログハウスの話がでてましたが農業関係が賛成多数で通ったとしたらその後防災関係の手続きとかやっているんでしょうか。ちょっと考えが甘いんじゃないでしょうか。防災関係もどんどん厳しくなっていますし。

議長

他に意見ありますか。

事務局

補足情報なんですけど、今回●●さんですがご本人の親御さんが県外の方で民宿という宿泊施設を運営されていたという事で、そちらについてはまったくノウハウがないわけではないのかなということをお伝えさせていただきます。

委員

農業体験施設という事で建てられると建設とか運営とかに行政から補助が出るんですか。

事務局

ございません、今回の場所については補助は出ていないです。

議長

他ありますか。

委員

意外とよそから来た人がその土地の良さを引き出してくれたりすることがあるので、地元の人から発信ではなくて地区外の人からの発信が多いと地元の人が見えてないところを引き出してくれることもあるかもしれないので期待します。

議長

他にありませんか。

これはもうちょっと細かい資料を用意しないと県の小委員会にかかった時に結構意見を求められる。運営計画で例えばいつ頃までに建ててとか先ほど上田委員さんが言ったように専従でサポートしてくれる人がいないと駆けつけてくれないわけにはいけないだろうし、そういう雇用形態というのはある程度考えないと、お客さんが来ないから開店はしたけどっていうのはざらにある話で、今4,000万余りのお金を使って住宅と一斉に整備しようと思うと大体この倍くらいはかかる。開いたって口コミだけでやるだけやったら全然来ないってなるとまずい。わたしから言いたいことを話しかけてすみません。もう少し細かい設計がないと5反2畝の田んぼですから別に田んぼをつぶすことに問題はないんですが、この説が認可されたけども結局うまくいかなかったというようなことだけないように市の方での指導は求められるようになると思いますから、これは農業委員会としてではなくて振興係としての指導が求められているのではないかと思いますし、先ほど林委員さんもおっしゃられたように防火とかは消防なり保険なりそういうところの衛生管理や防災関係のそういう部分もかなり応援してあげないとだめだろうと思います。成功するかどうかはこの先10年経ったらやっとわかってくるとは思いますから、まず第一関門として農地転用を認めるかどうかの決定をやりたいです。

議長

それでは議案第47号農地法第5条第1項の規定による許可申請にかかる意見審議に

ついて私が説明したことと先程の意見について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

決定後市の方には行政の指導が入るようお願いしたいと思います。

続きまして議案第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)を上程いたします。1番を事務局から2番を柿本委員からお願いします。

委員および事務局

(第48号議案 説明)

議長

何か質問ございますか、ないようですので

議案第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてに賛成の方の挙手をお願い致します。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

議長

続きまして議案第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権賃借)を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

(第49号議案 説明)

議長

今程説明ありました4ページの2番と5ページの3番これは夫婦ですね、新たに畜産を始めるという事ですね。わかりました

以上6件の説明ありましたけど何か質問ございますか。ないようですので

議案第49号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

続きまして議案第50号農地中間管理事業にかかる農用地利用促進計画案に関する意見についてを上程いたします。事務局からお願いします。

事務局

(第50号議案 説明)

議長

はいありがとうございました。

なにか質問ございますか。

もう一回だけ2番目の●●●さんの田んぼは●●さんに渡るか賃借料は0ということですけども水利費やなんかも●●さんがもつのか●●●さんが持つのですか。

事務局 使用貸借ではあるんですが、実際には地主さんと●●さんの間で毎年賃料が変動しながらやりとりがあるということで水利費については地主さんの方で負担されます。

議長 これは使用貸借ですか。

事務局 ●●●さんから●●さんは使用貸借です。

議長 他に何かございますか、ないようでございますので

この意見について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

賛成多数でございますので可決決定いたします。

以上で議案は終わりました。続きまして報告事項に移りたいと思います。

報告事項の現況証明願の確認についてに1番を尾嶋委員から2番を高田委員から3番を前田光雄委員からお願いします。

委員 (報告事項 説明)

議長 はいありがとうございます。1件だけですね、報告事項の現況証明、先ほど説明いただいた1番、これ更地にしてからあとあと下が田んぼやったという事例が以前はですね法務局もって行ってこれ畑でないかっていう話になるとちょっとストップした時もあります。ですからもし相談受けられて建物が建っている状態で現況証明をくれているのは簡単なんですけど、更地にしてしまうとあと田んぼにしようか畑にしようかそれいくらも作れるんでないんか。私はうんて言うけども竹田職務代理はいや違うっていうともう通らないという話になりますから。建物が建ってる状態で現況証明願を出されるとよろしいという指導をされるといいと思います。

以上3件の案件についてなにか質問ございますかよろしいですかね。

その他について事務局からお願いします。

事務局 (その他 説明)

議長 委員さんの方から何か質問ございませんか。先ほどありました農地中間管理機構と委員会の関係というのは農業基盤強化促進法に基づきます利用権の設定というのは案件として出たと思うんですが、これは令和6年度までに組まれたものについてはここで利用権の設定が出来ますけども、来年の令和7年からは法律が昨年改正された関係でこの利用権設定という案件はなくなります。ということで中間管理機構がどこまで扱ってくれるか。従来は先ほどありましたようにわずかに買い手がいないとダメ、それから農振農用地でないとダメというような縛りをつけてそれをくぐったものを農業委員会が認めたらそれは通しますみたいな。令和7年からは基盤促進法がなくなりますから利用権の設定がなくなります。ということはどのようになるかという、例えば農振農用地でない田んぼですね、そういう農地は利用権の設定が含まれない。3条でやろうと思います。先ほど審議いただきました利用権の設定については一反一万円ですね。そんな公的な証明も何もいらないうような農業委員会が農地台帳に載っていればそれでよい。そういう事でない、法務局まで走らないといけない。そうするとよっぽどでない法

務局まで行かなければ行政書士に頼んでやらしてもらわないといけないですけど、今までの所有権移転なりと同じ作業をしないといけないそうすると誰の責任かまだ大野の城町に法務局があった時分はそれでよかったですけど。ヤミ小作になった場合に農地法関係がぐしゃぐしゃになるんじゃないかという気がします。もう一点は令和4年から始まりました、転作をやっていて5年に一度は水張をしなさいというルールが出される。農水省が重い腰をあげないんで困ってるんですけども、例えばずっと扱ってて10年も20年も麦、そばを作ってきたとそこにさあ水あてようと思うと一回かかんことにはとてもじゃないけど今田んぼに戻せば別ですけども。農業再生協議会がこの4月書類を出してくださいというんですが水がはれる状態ではない場合が結構うまれてくる。当然用水路もきちっと整備されていない場合もありますから、そういうところは5年ルールに引っかかると全部ここでなくなるわけではなく、今の水田転作の直接払い例えば麦を作ったらいくらあげます、そばを作ったらいくらあげますということがゼロになる。一度水あてしないことにはゼロになる。令和8年まで、それ以降は交付金がゼロになります。もう一点、直接払いのことをゲタっていいまして麦なり大豆なりそばなりが取れたら上乘せして出す、ほとんどの方はそうなってます。ただその中で儲けが出なくてもいいだろうということやってる方が多々いる、そうしますとその水はけの悪い田んぼを返すということ、あるいはそれを含めて全部返すわという話になるととんでもないことになる気がします。それも国会議員の人たちは自分の首がかかっていますからそんなに真剣に物事を考えないだろうと思いますけども、実際農水省はただ財務省から言われて公金の上づみができなかったという事でどこかで捻出しなければいけないという事で苦肉の策、だからその辺ですね農家の方から相談を受けた場合にどうするべきであるかということで水が張れるところはそれでいいだろうし張れないところは7、8年のうちには一度は水を張らないといけない。9年からは田んぼとしては何作ってもいいけれども転作した場合の奨励金はできません。ですから田んぼ預けた人にはそんなに問題はないだろうととらえられると思うけれども、大規模農家は元がないとなると仕方ないと。これも先ほど言いました利用権設定の話と一緒に将来変わる可能性がありますからその辺集落の中で十分話がつめられるようにまた相談を受けた場合には十分話をさせていただきたいと思います。3年のうちにクリアするという事で進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

他に委員さんの中から何かありませんか
それではこれで第796回の総会を閉じたいと思います。
それでは総会を閉じるにあたりまして職務代理の方からご挨拶申し上げます。

職務代理

(閉会挨拶)